

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（渋谷区決定）

都市計画渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2.6 ha				
規模 公共施設の配置及び	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		幹線街路	補助線街路第 18 号線	別に都市計画において定めるとおり。	新設、一部整備済	
		区画街路	区画道路 1 号	幅員 3.0m～5.4m (6.0m)、延長約 210m	拡幅、() は区域外を含む全幅員	
			区画道路 2 号	幅員 3.0m～3.3m (6.0m)、延長約 60m	拡幅、() は区域外を含む全幅員	
区画道路 3 号	幅員 3.0m～6.0m (6.0m)、延長約 60m		拡幅、() は区域外を含む全幅員			
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの限度	備考
	A 街区	約 6,960 m ²	約 174,800 m ² 〔約 156,600 m ² 〕	事務所、店舗、 駐車場	高層部 : GL+180m 中層部 : GL+90m 低層部 : GL+20m	GL は、T.P.+17.5m とする。
	B 街区	約 6,000 m ²	約 65,900 m ² 〔約 51,100 m ² 〕	住宅、事務所、店舗、 駐車場	高層部 : GL+150m 低層部 : GL+30m	
	C 街区	約 350 m ²	約 700 m ² 〔約 700 m ² 〕	教会	低層部 : GL+30m	GL は、T.P.+28.0m とする。
整備 建築敷地の	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	A 街区	約 8,070 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 多層の立体的な歩行者動線を確保し、駅と周辺市街地の歩行者ネットワークを形成する。 敷地内に広場を設け、地域の防災性能及び市街地環境の向上を図る。 補助線街路第 18 号線及び区画道路の整備等により、賑わいが連続した街並みを形成する。 敷地の道路に面する部分に歩道状空地を設け、歩行者の安全性、快適性を確保する。 			
	B 街区	約 8,510 m ²				
	C 街区	約 420 m ²				
住宅建設の目標		戸数	面積	備考		
		約 170 戸	約 16,700 m ²	建築基準法第 52 条第 6 項による共同住宅の共用廊下等の面積を除く。		
参 考		地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。				

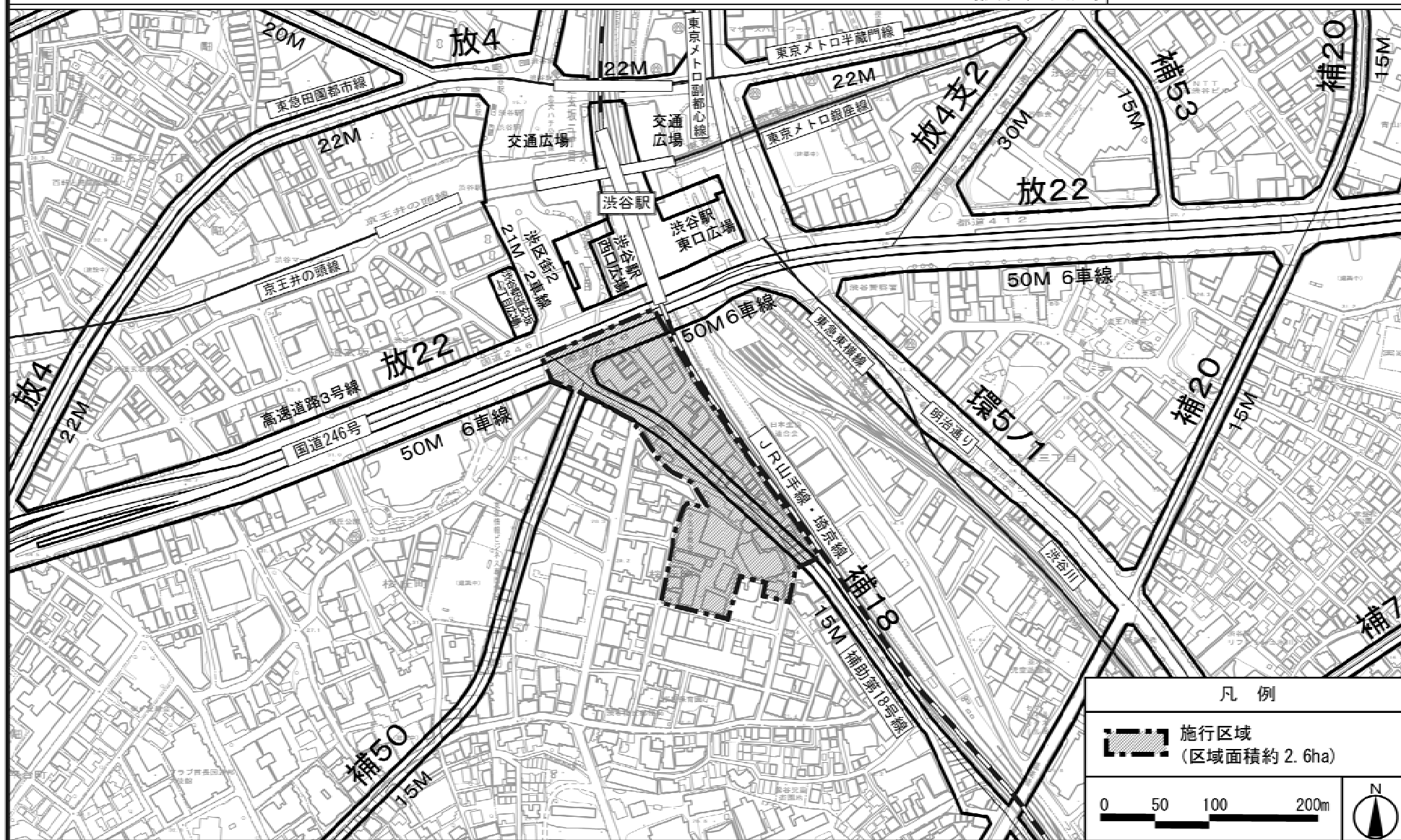
「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、賑わいと活力のある複合市街地の形成のため第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業 位置図

[渋谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)25都市基交測第193号、平成25年12月16日

この背景の地形図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(許諾番号)MMT利許第056号—23

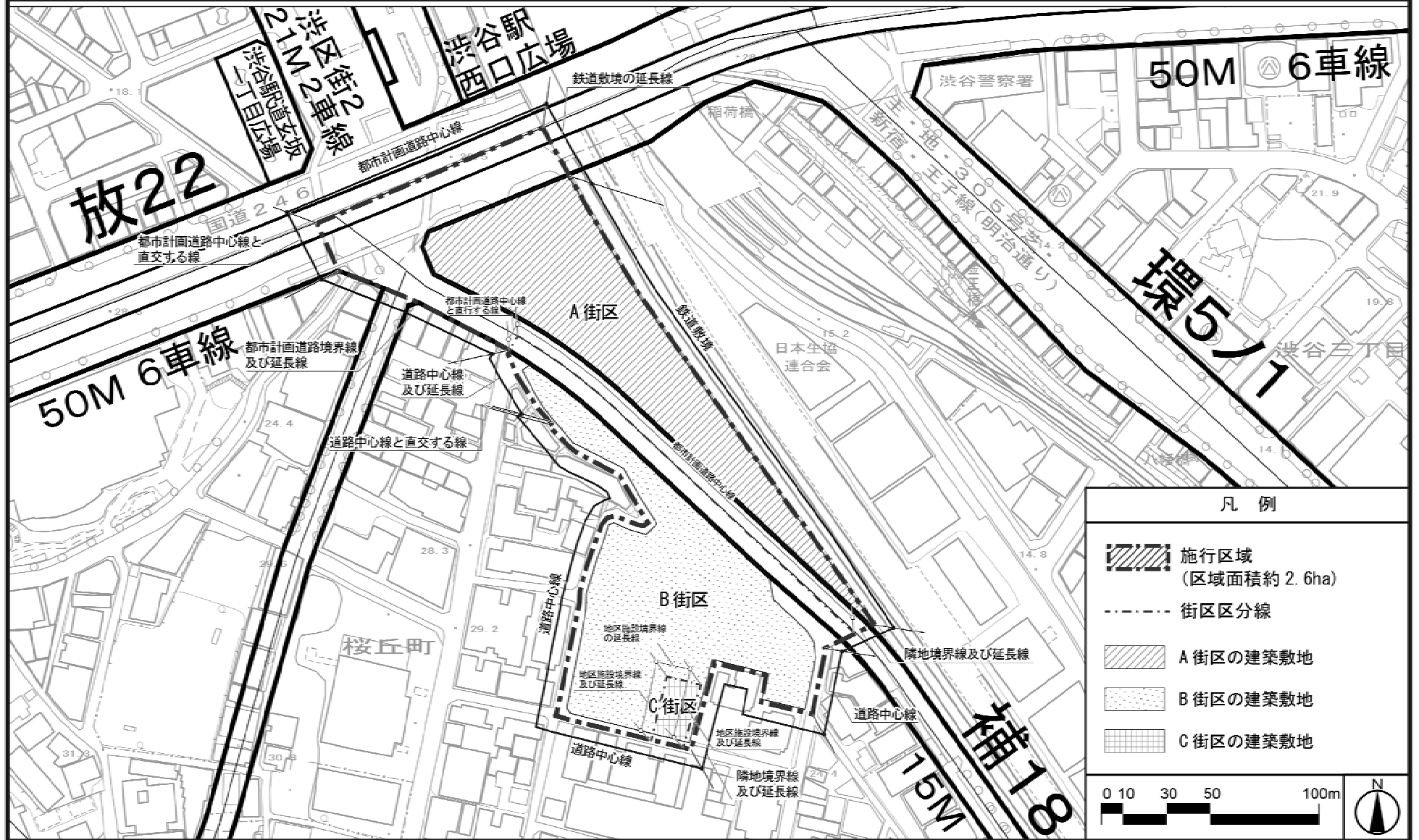
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号)25都市基街測第197号、平成25年12月17日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域)

[渋谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)25都市基交測第193号、平成25年12月16日

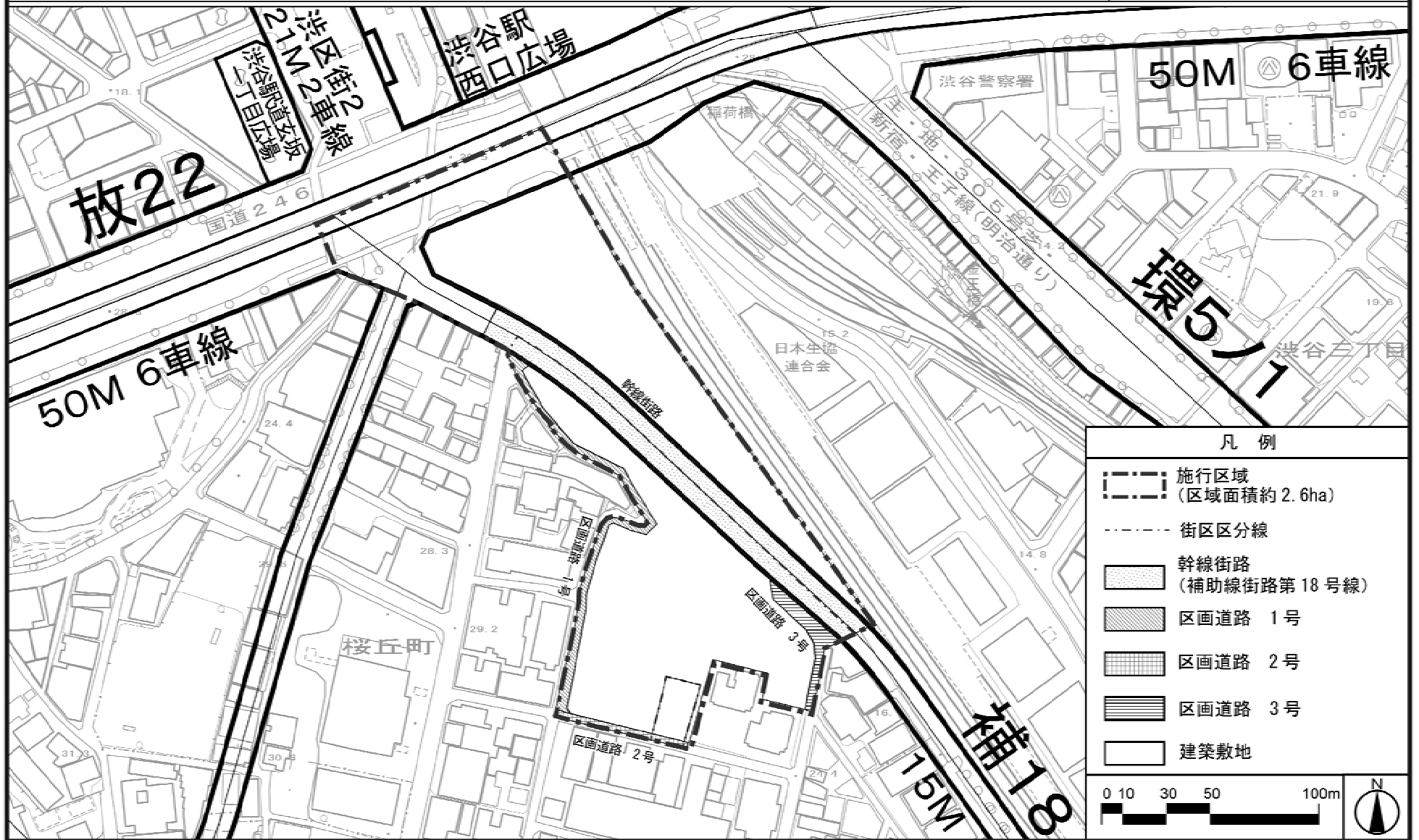
この背景の地形図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(許諾番号)MMT利許第056号—23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号)25都市基街測第197号、平成25年12月17日

東京都計画第一種市街地再開発事業

渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置) [渋谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)25都市基交測第193号、平成25年12月16日

この背景の地形図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(許諾番号)MMT利許第056号—23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

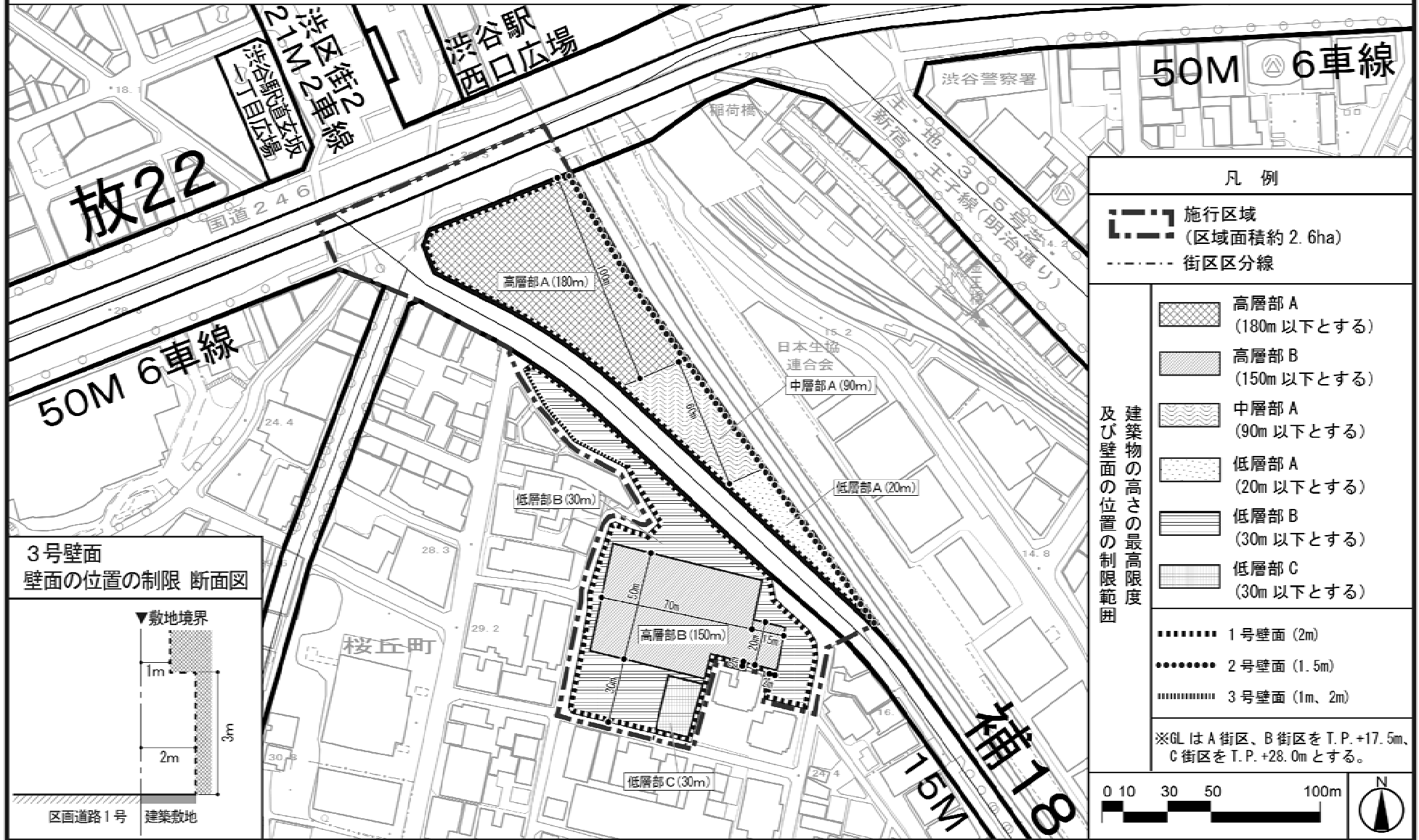
(承認番号)25都市基街測第197号、平成25年12月17日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

(建築物の高さの限度、
壁面の位置の制限)

[渋谷区決定]



凡例

- 施行区域 (区域面積約 2.6ha)
- 街区区分線

建築物の高さの最高限度
及び壁面の位置の制限範囲

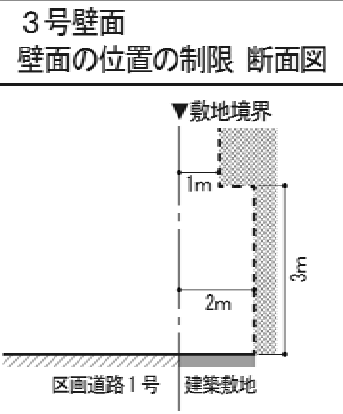
- 高層部 A (180m 以下とする)
- 高層部 B (150m 以下とする)
- 中層部 A (90m 以下とする)
- 低層部 A (20m 以下とする)
- 低層部 B (30m 以下とする)
- 低層部 C (30m 以下とする)

- 1号壁面 (2m)
- 2号壁面 (1.5m)
- 3号壁面 (1m, 2m)

※GL は A 街区、B 街区を T.P.+17.5m、
C 街区を T.P.+28.0m とする。

0 10 30 50 100m

N



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 25都市基交測第193号、平成25年12月16日

この背景の地形図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(許諾番号) MMIT利許第056号—23

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 25都市基街測第197号、平成25年12月17日